

#自分らしく生きることに寄り添う

鳥取県 LGBTQ 寄り添い電話相談窓口

電話相談窓口 **0120-65-1010**

開設日 毎月第1・3水曜日 18:00～20:00
第2・4土曜日 15:00～17:00

ひとりで悩んでいませんか

「同性が気になっている」

「こころとからだの性に違和感があり困っている」

「家族や友人が LGBTQ を理解してくれない」

「自分の性別がよく分からない」 など

多様な性の在り方について、しっかりと寄り添う相談窓口を開設しています。

ひとりで悩まずに、まずはお気軽にご相談ください。(裏面詳細あり)

ひとりで悩んでいませんか

鳥取県は、あなたやご家族、友人に寄り添う、専用の相談窓口を開設しています。

まずはお気軽に話してみませんか。

もちろん秘密は守ります。



L レズビアン

女性同性愛者



G ゲイ

男性同性愛者



B バイセクシャル

両性愛者



T トランスジェンダー

性自認と身体的性別異なるなど

その他にも様々な性があります。性の在り方は多様です。例えば、性別を決められない人、わからない人、恋愛感情を抱かないなど、お悩みの方はご相談ください。

アウティングされて困っていませんか

アウティングとは、他人が本人の同意なく性的指向や性自認について暴露する行為です。

「労働施策総合推進法」では、職場等におけるパワハラに該当する例として、アウティングの禁止が規定されました。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正

鳥取県では、令和3年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正施行し、性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図ることを規定しました。

お問い合わせや人権についてお悩みの方は、下記でもご相談いただけます。まずはお気軽に最寄りの担当局にご相談ください。(受付時間：月曜日から金曜日 8:30~17:00)

中部総合事務所県民福祉局

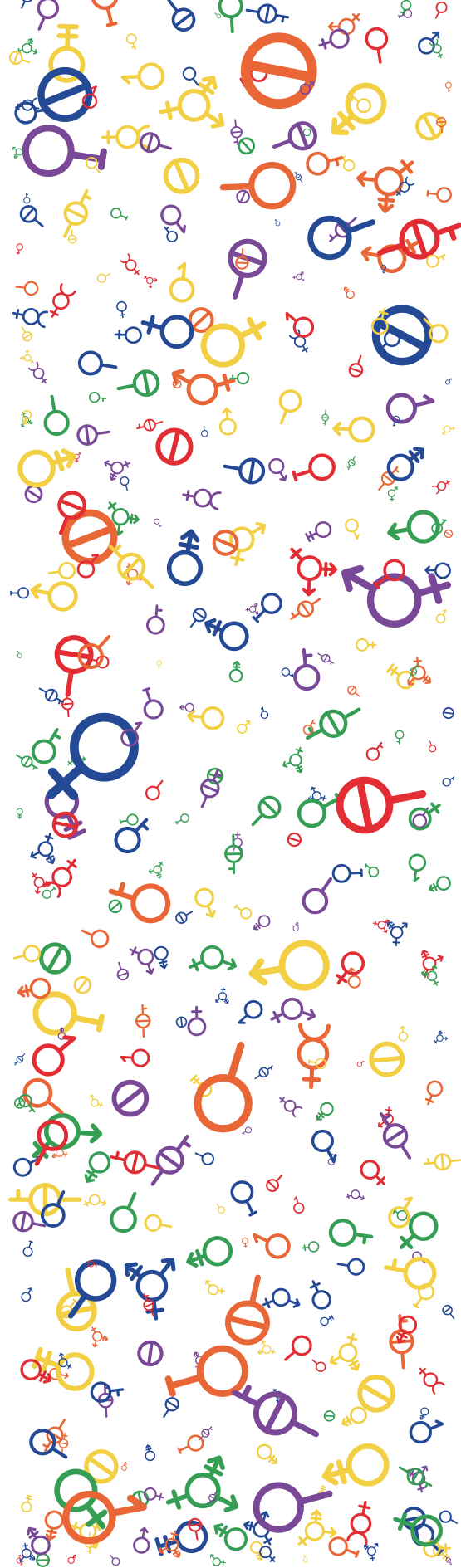
電話：0858-23-3270

FAX：0858-23-3425

西部総合事務所県民福祉局

電話：0859-31-9649

FAX：0859-31-9639



LGBTQ